

2018年7月24日 八王子地域共生社会推進会議
第1回勉強会



移動・外出支援による地域共生社会の構築 — 先進事例から地縁組織等の取り組みの可能性を知る —



NPO法人 全国移動サービスネットワーク
事務局長 伊藤みどり

生活に必要な移動・外出が困難な高齢者が増えている

【その背景など】

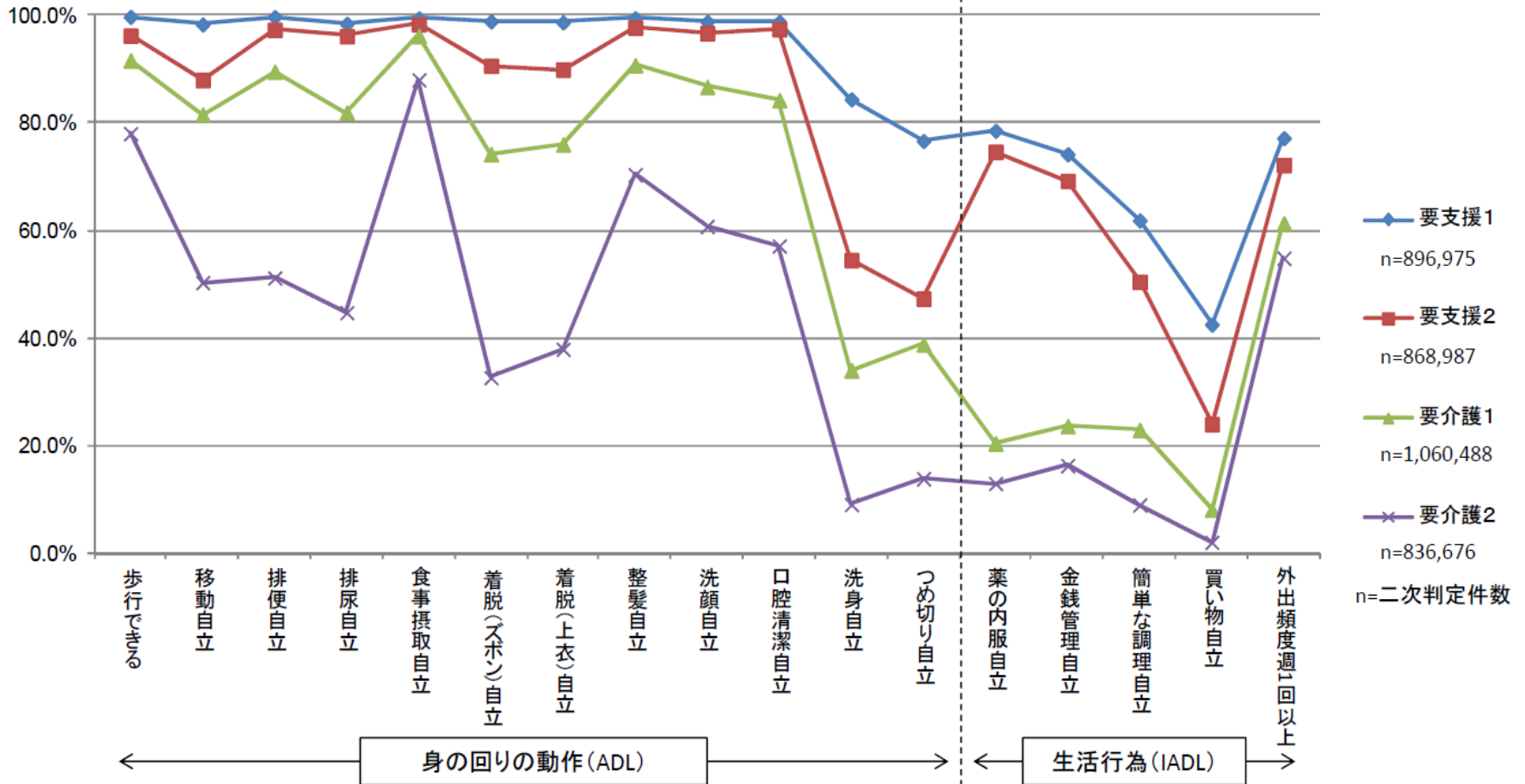
総務省の推計
全国の買物困難
者700万人

- 1) 少子高齢化&過疎化の進行
高齢独居・高齢者のみ世帯の増加
 - 日常生活上必要な活動のため、
高齢者が独力で移動せざるを得ないケースが増加
- 2) 高齢者の体力
駅やバス停まで歩行できる距離&坂道、買物の荷物
 - 休まずに歩ける距離は100メートルまで
・・・高齢者の1割、75歳以上は17%
- 3) バスはあっても、不便
(1日1便、数時間に1便など)
- 4) 高齢者間にも経済格差が拡大
 - ➡ 買物等にタクシーを使える人は多くない



要支援1～要介護2の認定調査結果

要支援者のほとんどは、身の回りの動作は自立しているが、買い物など生活行為の一部がしづらくなっている。



※1 「歩行できる」には、「何かにつかまればできる」を含む。

※2 平成26年度要介護認定における認定調査結果(出典:介護保険総合データベース(平成27年10月15日集計時点))

外出は人を元気にする！

通院にかぎらず買物や所用、友人等との交流、食事など、だれでも最低限 月7回以上の外出は心の健康を保つために必要

藤井直人氏（元 神奈川県総合リハビリテーションセンター リハ工学室長）の調査から

交通が不便な地域（バス停から750m以上）の高齢者は、交通便利の高い地域の高齢者に比べて、低栄養状態にあることが明らかになった。

神奈川県大和市

健康余命（健康寿命）

😊 仕事や趣味、ボランティアなどの社会参加の機会がある人ほど健康余命（自立して生活できる余命）が長い。

外出頻度が歩行や認知機能に及ぼす影響

外出する頻度が週1日以下の方は、毎日外出する人に比べて歩行障害の発生リスクは4倍。認知機能が低下するリスクは3.5倍。

😊 歩行障害があった人も外出頻度が増えたことで回復傾向に。 →1週間に1回以下 15%

2～3日に1回 26%

1日1回以上 46%

（東京都健康長寿医療センター研究所）

ニーズに応じて市民が創ってきた様々な移動サービス



社会福祉法人が車を走らせるケースも

福祉有償運送 道路運送法79 条登録

高齢者や障がい者を対象に、車を使って原則1対1で送迎

公共交通空白地 有償運送 道路運送法79条登録

交通が不便な地域の住民を対象に、車を使って送迎

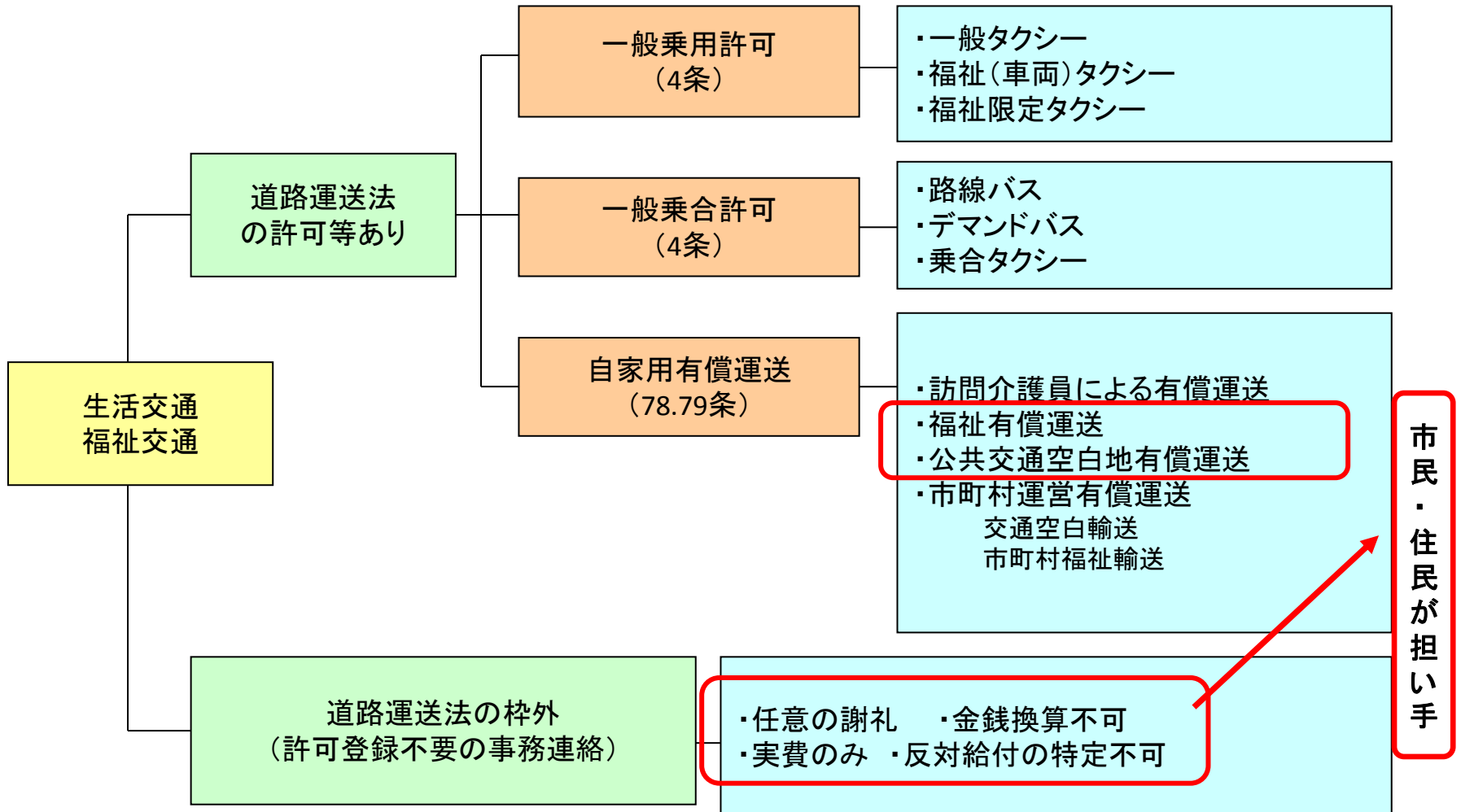
登録不要の活動 道路運送法上の登録が 不要な地域活動

自治会などの地縁組織や地域の有志が運行

徒歩や公共交通 を使った外出支 援ボランティア

徒歩やバスや電車で、学校や買い物や通院の付き添いなど

移動サービスと道路運送法



道路運送法上の位置づけ

許可

<タクシー> 4条による許可（緑ナンバー&二種免許）

利用者は、健常者含め誰でも乗れる



<介護タクシー> 福祉輸送事業限定許可（緑ナンバー）

利用者は、要介護・要支援認定を受けている者、障がい者など単独ではタクシー等を利用することが困難な者とその付添人

<ぶらさがり許可>（白ナンバー） 道路運送法78条3号

訪問介護事業所が介護タクシー事業の許可を受けたとき、事業所との契約にもとづき、訪問介護員等が行う要介護認定者等の運送。ケアプラン必要。乗車又は降車の介助については介護保険を適用できる

道路運送法 78条

自家用自動車は次に掲げる場合を除き有償で運送の用に供してはならない。

- 1 災害のため緊急を要するとき
- 2 自家用有償旅客運送を行うとき
- 3 公共の福祉を確保するためやむを得ないとき

登録

道路運送法 79条

自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない

自家用自動車による有償旅客運送の種類と概要

◆市町村運営有償運送（交通空白輸送、市町村福祉輸送）

市町村が、その区域内の住民の生活交通を確保するため自ら行う運送

◆福祉有償運送

NPO等が、公共交通を利用しにくい移動制約者（および付添人）を対象にドア・ツー・ドアで行う運送。**対象者に制限がある**

◆公共交通空白地有償運送（過疎地有償運送改め）

NPO等が、交通の不便な地域で、住民の日常生活に必要な交通を確保するため行う対象者は、**地域住民全員、来訪者、観光客**



許可・登録の 手続き不要

道路運送法



国土交通省 **通達**（事務連絡/平成18年、**改正**/平成30年3月30日）

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」

- (1)- 1 利用者からの給付が、**好意に対する任意の謝礼**と認められる場合
- 2 利用する・しないに関わらず 会費等が一律の場合
- (2)- 1 利用者からの給付が野菜や地域通貨など換金性が乏しい財物などで行われる場合
- 2 ボランタリーなサービスを相互に提供し合う場合
- (3) 利用者からの給付が**ガソリン代実費、道路通行料、駐車料金**(特定費用)のみの場合
- (4)- 1 市町村の事業として**市町村の車両で実施**されるなど、**利用者の負担がゼロ**の場合
- 2 **自家輸送**の場合
- 3 **介護や家事身辺援助等のサービスと一体型**の場合
- 4 利用者の所有車両で送迎を行う場合

太字は訪問
Dの適用事
例が多いケー
ス

国土交通省 通達（平成30年3月末見直し：朱部分）

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」から

(1)-1 利用者からの給付が好意に対する任意の謝礼と認められる場合

乗せてもらった人（利用者）が、あくまでも自発的に謝礼の趣旨でお金を差し出した場合

- ①偶発的なケース
- ②日頃からの運送のお礼にと、金銭が差し出されたようなケース
- ③利用者が（右の）ガソリン代実費を払う際に「釣り銭の返却を求めず、運転者に受け取るよう申し出て、運転者が受け取った場合」

ただし、料金表や金額が明記されたパンフレット等がある場合は「自発的に」とはならない



(3) 利用者負担が 実際の運行に要したガソリン代、道路通行料、駐車料金のみの場合

「実際の運行に要するガソリン代」= 乗車中はもとより運転者の車庫等からの迎車及び終了後の車庫等までを含む

ガソリン代の算出方法2事例

- ① 走行距離 ÷ 燃費 × 1ℓあたりのガソリン価格
- ② 市町村の実証実験の結果にもとづき1kmあたりのガソリン代を算出（定期的に実情との乖離がないか確認し、乖離があれば見直し）

国土交通省 通達（平成30年3月末見直し：朱部分）

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」から

(4) -1 利用者負担がゼロの場合

- 市町村の事業として、市町村の保有車両で実施され、利用者からは一切の負担を求めない場合
- ただし、介護保険制度の訪問介護および障害者自立支援法による居宅介護で送迎を行い、公的な給付が適用される場合は、利用者の負担を求めなくても完全無償とは認められない



(4) -2 「自家輸送」の場合

- デイサービスや授産施設、障がい者の地域作業所、各種サロン等を運営する者が施設の利用を目的として送迎にかかるコストを別途求めない場合も登録等は不要。ホテルや旅館、ゴルフ場の送迎等もこれに該当
- ただし、送迎を利用する人と利用しない人とで、サービス内容や利用料に差をつける場合は、送迎が1つの独立したサービスとみなされ、自家輸送と認められない。また、病院などの運営主体から委託を受けて送迎を行い、送迎に係る費用の全額を委託者や第三者が負担している場合は、登録等が必要



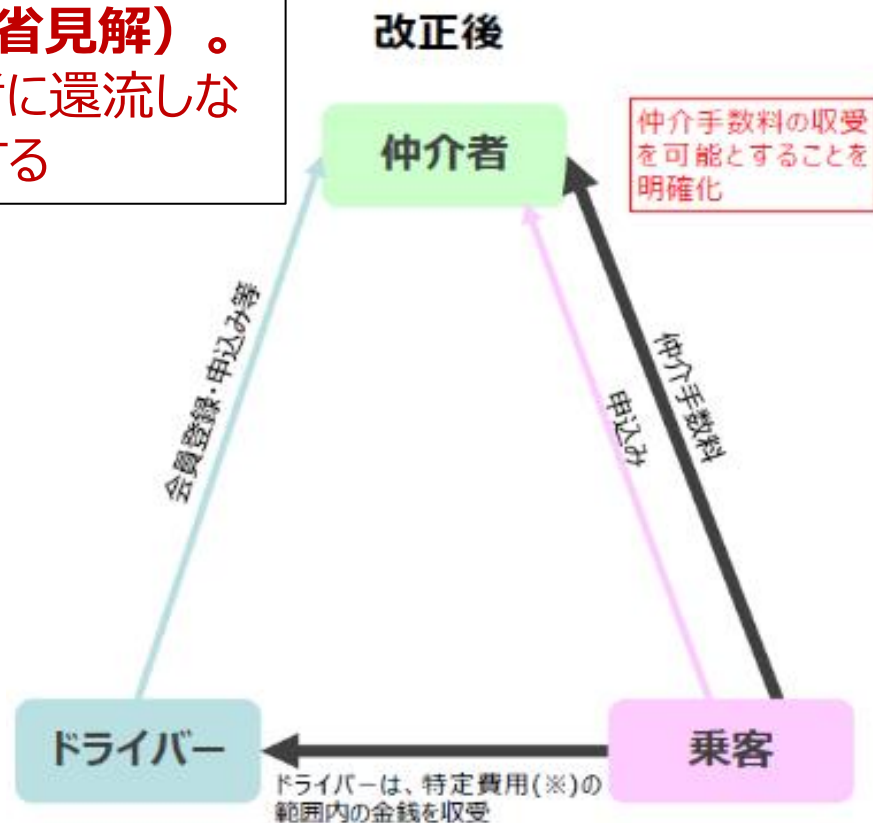
国土交通省 通達（平成30年3月末見直し：朱部分）

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」から

(4)-3 介護・家事身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであって、
運送に対する固有の対価（ガソリン代等）の負担を求めない場合

- ・ 草とりや掃除など送迎を行わないサービスと、車両を使って病院へ送迎するサービスがすべて一律の利用料金となっていて、送迎した場合も別料金の設定がない

その他**利用者負担可能**
<仲介手数料>
アプリを使うサービス（電話受付やサービス調整も**該当＝国交省見解**）。
ただし運転者に還流しない仕組みにする



介護予防・日常生活支援総合事業の活用

①訪問型サービス (P22~)

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

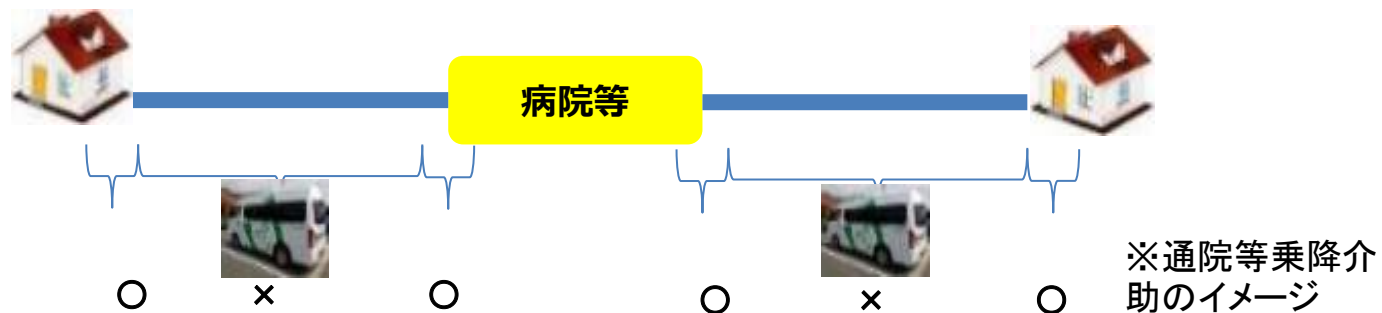
- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス				
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)	
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援	
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 			<ul style="list-style-type: none"> ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース <p>※3~6ヶ月の短期間で行う</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 買い物、通院、外出時の支援 2) 通所型サービスBへの送迎
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託		
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	訪問型サービスBに準じる	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)		

訪問型サービスDの2つの類型（ケース1）

ケース1）通院や買物等

通院等をする場合における送迎前後の付添支援 【補助は間接経費だけ】



- ケアマネジメントに基づき必要に応じて**付添や見守り**を行う
- 目的地は**生活支援の範囲内**であれば、**通院**のほか**買物支援**も可
- **補助金**は、サービス調整の**人件費等の間接経費のみが対象**(車両やガソリン代等の補助は不可)

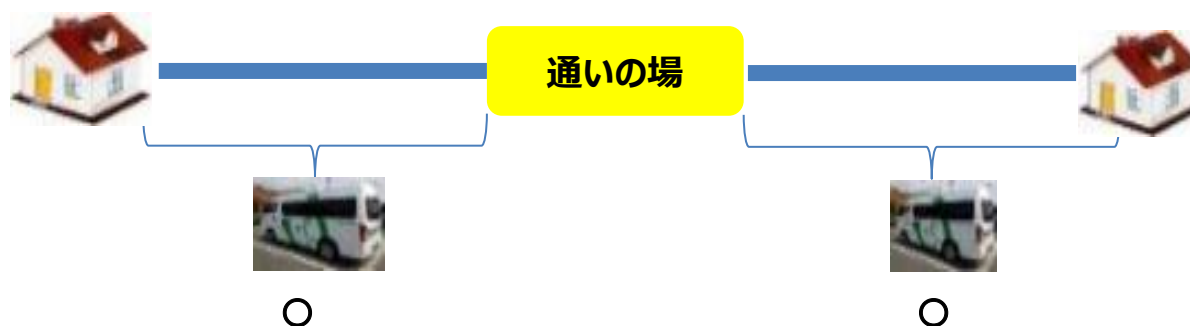
訪問型サービスDの2つの類型（ケース2）

ケース2) 通所目的「サロン送迎型」

通所型サービスBにおいて、その送迎を**別主体で実施**

【間接経費と合わせ直接経費も補助可】

※市町村の裁量により判断



- 通所型サービスBや一般介護予防事業による**通いの場**（サロン等）の**送迎を別主体が行う**場合
- **補助金**は、**間接経費**のほか、ガソリン代など**送迎にかかる実費**、**車両購入費**など具体的な対象経費は、費用の効率性の観点から**市町村の判断**に委ねられている

早わかり法制度 総合事業編

プラン①～⑥の実施に当たって総合事業の補助金を活用する場合は、下表の条件を満たす必要があります。

*1 一般介護予防事業のうち「介護予防普及啓発事業」または「地域介護予防活動支援事業」として実施

*2 登録不要の活動の種類はp11の①～④参照

総合事業の種類	訪問Dケース1) 通院や買物等	訪問Dケース2) 通所目的	訪問B	通所B	一般介護予防 事業*1
内容・目的地	通院等における送迎前後の付添支援(目的地はケアマネジメントによる)	通所Bや一般介護予防事業による通いの場の送迎を別主体が実施	(住民主体で)家事支援等生活支援の一部として送迎を実施	通所型サービスBへの送迎(同一主体でも別主体でも)	通いの場への送迎(同一主体でも別主体でも)
補助が可能な経費	コーディネーター人件費	○	○	○	○(市町村判断)
	家賃・通信費等	○	○	○	○(市町村判断)
	車両維持購入費	×	○(市町村判断)	×	○(市町村判断)
	ガソリン代	×	○	×	○
補助対象となる利用者	要支援1、要支援2、基本チェックリスト該当者				高齢者は誰でも
ケアマネジメントの要否	要	要	要	要	不要
利用者負担 *2 (登録不要の場合)	ガソリン代実費①	サロン利用料のみ③	家事支援と同一の利用料④	サロン利用料のみ③	サロン利用料のみ③

総合事業の類型と道路運送法の類型 2018年7月

～先行事例 ヒアリング調査市町村の取組みから～

道路運送法の類型	登録不要			登録	許可
総合事業の類型	がリン代実費・有料 道路・駐車料のみ	サロン送迎 (自家輸送)	家事身辺援助等サ ービス一体型		
訪問型サービスB			松戸市,吉見町 天童市,八王子市, 花巻市		
訪問型サービスD (ケース1)	米原市 大網白里市		黒滝村,流山市、 太子町	取手市 美郷町	さつま町
訪問型サービスD (ケース2)	鶴岡市	秦野市,網走市,長 沼町,飯綱町,加東 市,防府市,太子町		和光市	川島町
一般介護予防事業	神栖市 高根沢町	国東市			
その他	岩沼市 (通所A)				

※太子町(大阪府)は、実施主体によってサロン送迎と家事身辺援助等サービス一体型に分かれる

特徴

- ✓ 太子町では、道路運送法上の許可や登録が不要な移動・外出支援+訪問D（通いの場からの移動支援）で、マイカーボランティアが自宅からの個別送迎を行っている。
- ✓ 全国的に行政主導の傾向が根強いが、同町では、協議体を活用し、「人によって人を支える」点を重視している。

傾斜地ゆえ交通弱者の移動、支え合いが課題

- 高齢化が進む太子町では、坂が多く、鉄道駅もないため、交通弱者の移動手段の確保が課題であった。

第1層協議体を活用し、地域把握と人材発掘

- そうした中、H28年、社協と行政が町会・自治会で「支え合いの勉強会」を開催。目的の1つは、移動・外出の人材発掘であった。
- その後、H29年、意欲的な住民らで生活支援体制整備事業の第1層協議体「SASAE愛 太子」を立ち上げ、社協に第1層生活支援コーディネーターを配置し、地域包括支援センターとともに事業を推進。まちづくりへの意欲以外にメンバー要件はない。

移動・外出支援を考える円卓会議を設置

- 「知り・考え・学び・繋がり・創り・楽しむ」協議体では、「集いの場・交流サロン」「移動・外出支援」「買い物支援」「隣近所・町会の活性化」の課題を解決する過程で「互助の強化」を目指し、当面、集いの場と移動支援を考える円卓会議を設置した。
- そこでは、個人車両で事故を起こした場合の対応、保険の補償内容、お互い様の考え方、社協や行政の車両の貸出など、柔軟にアイデアを検討。また、訪問Dの検討では、移送・外出支援は、単なる移送ではなく、QOL向上の視点が重要と確認した。

訪問Dの団体を多様にし、実施要項は簡素に

- 買い物や通院などの外出が介護予防や健康増進、QOL向上に資すると確認し、H29年に訪問Dのモデル事業を実施。
- ①高齢者交流サロン団体、②買い物バスツアー（社協）、③高齢者スポーツ活動団体という性質の異なる3つの団体を指定。実施要項は簡素化。交流サロン（一般介護予防事業）+訪問D、通所型サービス（通いの場）+訪問D、買い物ツアー+訪問D、登録不要の移動・外出支援+訪問Dの組み合わせを通して、住民が思い描く将来像を具現化するとともに、互いに語り合える支え合いのまちを構築することを目指した。
- 町は、訪問D団体に補助金1回300円を交付（下記）。
- 訪問Dの従事者には、町とのチームワークとともに、行動力が求められるため、生活課題の把握を含め、すべての自治会で勉強会を開いて情報を提供。先進地のヒアリング等も実施した。

太子町訪問Dにおける道路運送法上の考え方

- 運行に関する補助対象経費は、**下図の通り**、運送に関わらない部分であり、道路運送法上の問題がない旨、町行政から近畿運輸支局に確認。上記すべてが訪問Dのパッケージで実施可能である。



太子町の訪問型サービスDを活用した送迎事業の運営概要

サービスの種類	道路運送法上の許可や登録不要の移動・外出支援+訪問D			
	訪問型サービスD実施団体による			
道路運送法	許可・登録を要しない運送			
サービス提供者	①「桜草クラブ」高齢者交流サロン団体	②「太子町社会福祉協議会」買い物バスツアー	③「和光会」高齢者スポーツ活動団体	④「プラスワンサービス」(有償ボランティアグループ)
サービス内容	<p>・訪問型サービスDの対象団体は、要支援1、2、基本チェックリストの「移送前後の生活支援」を実施する町会・自治会などの地縁組織や交流サロン実施団体など、自主的に活動している団体。生活支援コーディネーターを配置することが補助の条件。・乗降前後の付添に対して、利用者一人一回当たり300円(乗車時2回+降車時2回=往復1,200円)の補助金が交付される。</p>			
	<p>・生活支援サービス(ごみ出し、病院等の付添、乗車前後の介助など)と併せて提供。 ・マイカーボランティアが自宅から交流サロンや、買い物先などに個別送迎する。</p>	●●●	●●●	有償ボランティアが公用車(社協に駐車)で利用者宅を回り、町直営の通所型サービスCに送迎する。
従事者数	有償ボランティア 3人	●●●	●●●	有償ボランティア●人
送迎車両	ボランティアのマイカー●●台?	社協所有車両		町の公用車1台(●人乗りワゴン車)
開始時期	平成30年4月(モデル事業は平成29年11月より開始)			
実施日時	随時	●●●	●●●	●●●
利用者負担	1時間500円	無料	無料	●●●
利用者数	●●?	●●●●	●●●●	●●●
保険	車両の自動車保険、ボランティア活動保険???			

プラスワンサービス 利用のしくみ



プラスワンサービスって
どうやって使えるの？

プラスワンサービスには
会員登録が必要なんですよ



会員を募集しています



プラスワンサービスでは、利用会員と支援会員を募集しています。

会費500円でどちらの会員にもなれます。

もし、支援会員が困った時、利用会員にもなることができます。

“おたがいさま”のまちづくりを一緒に広めませんか。

地域の支え合いサービス

プラスワン サービス



「おたがいさま♥」の気持ちでつながり
安心して暮らせる**住みごこち**のいいまちに！



会員登録



500
サー
チケ

チケット
ごとに



じゃ、利
電話し



利用会員

配食・見守りサービス



お屋のお弁当をご自宅にお届けし、
安否確認などの見守りも実施します。

配食を受けるまでの流れ

役場へ利用の申請

役場から利用の承認

お弁当利用券を購入

配食サービス利用開始

お弁当をお届けします♥

太子町「食」の自立支援事業の委託を受けて実施しています。

移送支援サービス



移送サービス

お近くへの外出を支援します。

どなたさまでも利用できますが、詳しくはプラスワンサービスまでお問い合わせ下さい。

※サービスを受けるには利用会員になっていただき、利用チケット購入が必要です。

太子町訪問型サービスD

詳しくは地域包括支援センターにお問い合わせ下さい。

※運転者は国土交通省認定講習を受講済です。

生活支援サービス



高齢者の方や病気やけがで一時的に
支援が必要な方の、生活上での
ちょっとした困り事をお手伝いします。

各サービスの詳細は |

太子町協内 プラスワンサービス
(0721) 98-1311
まで

防府市向島地区

人口：1,318人
高齢化率：49.5%
(H28.8月現在)

地域ケア会議を発端に、介護予防教室＋買い物支援＋移送
＋住民による支援という総合事業「幸せます健康くらぶ」を開始

特徴

- ✓ 地域ケア会議で買い物ニーズを把握したのを機に総合事業の通所AとB、訪問Dを組み合わせ、介護予防教室と買い物支援を商業施設で一体的に実施。特徴は、元気高齢者の参加を認め、運営支援に回ることを条件にした点、事業の後援会が住民主体で発足した点である。

地域ケア会議で「買い物」のニーズの高さを把握

- 防府市は、軽度認定者が多く、介護予防教室の拡充が課題。しかし、身近に整備するには数が必要となり、移送も課題であった。
- そうした中の平成28年、向島地区で地域ケア会議が開催され、買い物支援のニーズの高さが判明した。そこで、これを優先し、買物支援と介護予防教室を一体的に提供する「幸せます向島健康くらぶ」を提案。後戻りしないよう体験会を重ね、翌年にスタートさせた。

大型商業施設＋通所A＋訪問D＋通所B

- **会場は大型商業施設イオン・公民館、介護予防教室は通所サービス連絡協議会(通所A)、送迎は社会福祉法人(訪問D)、見守り・付添等の運営支援は住民団体「幸せます『にしき』向島健康くらぶ後援会(通所B)**が担う介護予防・生活支援総合事業。午前中に介護予防教室を行い、昼食をイオン・公民館で取り、買い物後、バス送迎するというユニークなパッケージ(右図参照)。
- 懸案だった送迎は、マイクロバスを有する障害者施設を運営する社会福祉法人蓬萊会の「地域貢献したい」との申し出で解決。
- 総合事業は単価を下げた事業といったイメージを払しょくし、通所事業所等の参入を促すため、元気高齢者の参加を定員の2割程度を上限に認めた。ただし、サービス実施の補助者として、運営支援や利用者の見守り・声かけすることを条件にした。これにより、助け合いの醸成を期待した。参加費は利用者と同額とした。

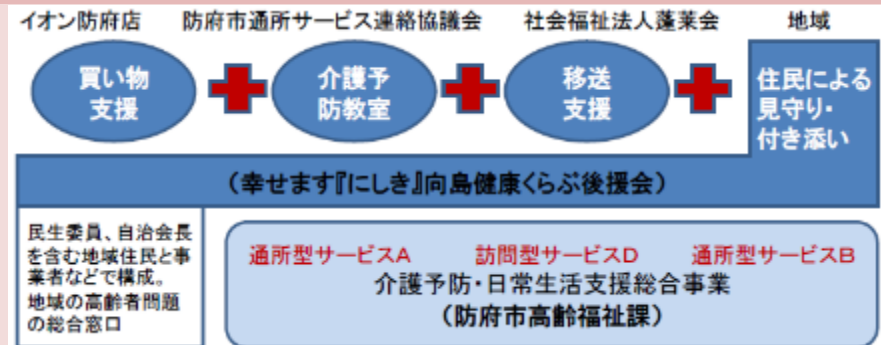
鍵は、幸せます『にしき』向島健康くらぶ後援会

- 事業者だけ、地域だけでは機能しないため、自治会長や民生委員に加え、社協福祉委員、友愛訪問員、介護事業所職員ら30人が集まり、上記「後援会」を組織。目的は、活動の支援である。
- 発足前から、地域包括支援センターが民生児童委員協議会等にトライアル事業の概要を説明し、具体化の協議を重ねた。
- 利用者の選定や駐車場、コースの設定は、構成員である民生委員や地域包括支援センター等が行い、事業所はプログラム検討、利用者管理、保険手配を担い、利用者は商業施設で単独行動をしないなどのルールも決めた。対象者の発掘も重要な役割だ。

移送支援から、地域づくりへの広がり

- 会話や交流が増え、体操をする高齢者も増えた。関係性ができ、外出不安がなくなったという声が聞かれ、介護事業所も「元気な高齢者の困り事がわかった」と語っている。
- 「これがきっかけで新たに介護予防教室が立ち上がった。地域変容の一つの成果」と市担当者は手応えを感じている。また、介護予防教室等とのコラボを希望する企業や農産物生産者団体、地元リーグチームなども現れ、地域も関係者も刺激を受けている。

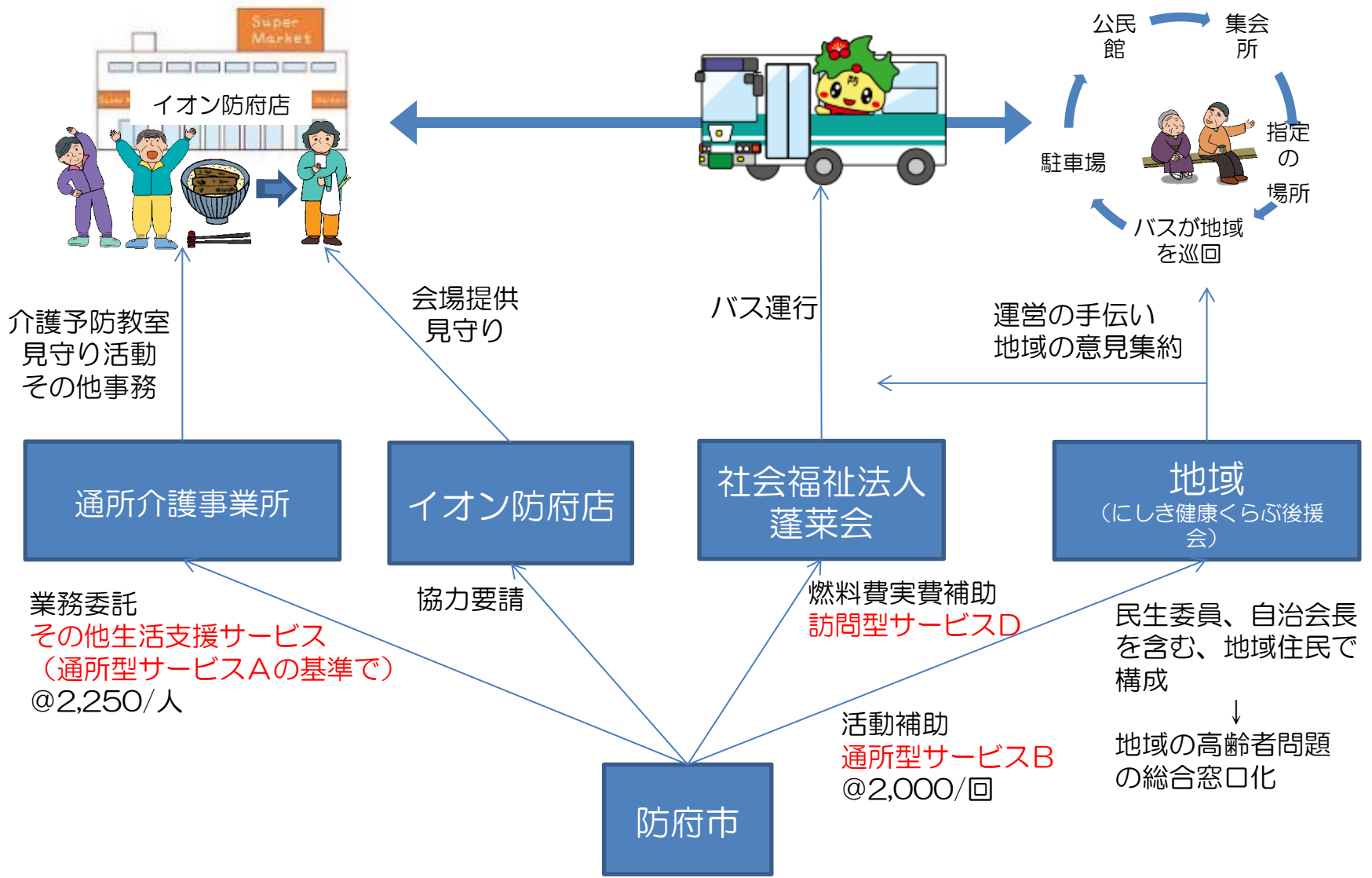
介護予防・生活支援総合事業「幸せます健康くらぶ」のイメージ



防府市向島地区の「幸せます健康くらぶ」の実施内容

サービスの種類	介護予防・生活支援総合事業「幸せます健康くらぶ」(大型商業施設+通所A+訪問D+通所B)	
	介護予防教室&見守り<通所A並み+B>	送迎部分<訪問D>
道路運送法	—	許可・登録を要しない運送
サービス提供者	市通所サービス連絡協議会 & 幸せます『にしき』向島健康くらぶ後援会 & イオン防府店or公民館	社会福祉法人「蓬莱会」(障がい者施設運営) & 幸せます『にしき』向島健康くらぶ後援会
サービス提供者の関わり方	<ul style="list-style-type: none"> ・イオン防府店は、会議室を無料提供(介護予防体操と買物&おしゃべりの会場)。 ・公民館では、地元スーパーマーケット丸久の移動販売車による買い物&趣味活動等。 ・通所サービス連絡協議会へは介護予防教室を通所A基準で業務委託。他地区への展開も期待。 ＊「幸せます『にしき』向島健康くらぶ後援会」メンバーは、会場準備、見守り等を担当(補助)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社福「蓬莱会」は、車両と運転手を無償提供(燃料費実費月額1400円程度を補助)。 ＊民生委員(8人)らで発足させた「幸せます『にしき』向島健康くらぶ後援会」は、乗降ポイント(12か所)の選定、送迎付き添い、基本チェックリスト該当者の高齢者の掘り起こし、利用者の声の行政への伝達など、運営を支援(補助)。
送迎車両	—	社福「蓬莱会」所有車両(26人乗り)1台
開催日および会場	毎月2回(第2水曜日/イオン防府店、第4水曜日/向島公民館)	
開始時期	平成29年5月24日～	
サービス単価、利用者負担	参加料500円(サービス単価2,500円の1割=250円+保険料250円の合計額) なお、昼食代は利用者が弁当代等実費負担	なし
参加人数等	平均17人(元気高齢者込み)	平均20人乗車(後援会込み)
保険	「蓬莱会」の車両の乗車中の賠償は自動車保険。損害賠償保険の加入手続きは委託事業所が行う。	

「幸せます健康くらぶ」 (山口県防府市)



流入人口の多い地区と昔からある町が混在する東京のベッドタウン。既存の活動団体と地域組織の支え合いで重層的なサービス提供をめざしています。

特徴

- ✓ 訪問Bおよび訪問Dを活用して、小学校区域単位等の柔軟な助け合いをたくさん生み出すことを狙いとしている。
- ✓ 二つを一体的に実施することが条件のため、道路運送法上の登録不要の活動として実施が可能。

自治体を母体とした任意団体が実施する「住民主体型サービス」

- 「地域支え合いの会ふたば」は、八木南団地自治会の福祉活動生活支援活動を基盤に、2016（平成28）年12月に開設した任意団体。
- 自治会の部会だったころから送迎を含む色々なボランティア活動を行っており、活動を継続するために自治会から独立した。地域の支え合いのために集いの場を運営し、高齢者だけでなく、多世代交流が図れるよう、様々な企画を行っている。
- 送迎は、支え合い活動の一環で行う登録不要の運送のほかに、市内のNPO法人が行っている福祉有償運送の一部を担う形で、要介護者の通院等の送迎を行っている。
- 流山市は、こうした任意団体の行う地域支え合いの活動を「住民主体型サービス」として、一定期間運営費を補助することとした。支え合いの活動の立ち上げ支援を目的としていることから、市内に有償ボランティア団体（法人）はあるが、それらは以前から自立して活動しているため、補助の対象外。
- 住民主体型サービスとしては、ほかに通所型サービスである「ちょい通サービス」の補助を受けている団体が一つある（2018（H30）年3月現在）。

ちょい困サービスとちょい困サービス+（訪問B+D）

- 訪問Bを「ちょい困サービス」とし、これと一体的に実施する移動前後の乗降支援を指して訪問D「ちょい困サービス+」として、最長3年間、運営費を補助する。
- 補助は、訪問Bの利用人数を根拠とし、運営費の補助金が年単位で交付される（2.5万円～10万円/条件あり）。訪問Dは年定額2.5万円。それとは別に、拠点の準備金が申請初年度に限り交付される（1拠点につき上限15万円/対象外あり）。
- サービス提供時間数やサービス内容は団体で自由に設定する。4年目以降も自主運営できるよう、各団体が利用料等の設定を行う等、仕組みを整えてほしいという趣旨。
- 地域で沢山の取り組みが生まれるように、また、自治会でも手続きができるようにと、申請も報告もできるだけ簡易なものにとどめ、「[住民主体型サービス事業実施ガイドライン](#)」として公表している。
- 従事者は市が主催するA類型と同じ研修（2日間）を受講

総合事業の住民主体型サービス

ちょい困サービス (訪問型サービスB)	日常生活の困りごとの支援	買い物付添、電球交換、布団干し、階段の掃除など
ちょい通サービス (通所型サービスB)	定期的な利用ができる通いの場づくり	軽体操、カフェ、教室など
ちょい困サービス+ (訪問型サービスD)	ちょい困サービスと一体的に行う移動前後の乗降支援	病院の付添(訪B)+乗降支援(訪D)

[住民主体型サービス補助金](#)

[流山市住民主体型サービス事業補助金交付要綱](#)

「地域支えあいの会ふたば」の実施内容 (2018年3月時点)

サービスの種類	ちよい困サービス（訪問B）	ちよい困サービス+（訪問D）
道路運送法	—	許可・登録を要しない運送（家事・身辺援助等のサービスとの一体型）
サービス提供者	活動者として登録した人	ちよい困サービスと同様
サービス内容や提供者の関わり方	利用対象者は、地区内に住んでいる人で高齢者だけでなく、必要としている人ならだれでも対象。ごみ出し、掃除、庭掃除、障子張替、買い物、衣替え、室内片付け、ペットの世話などの中で得意なものを担当??	主に、通院の付添支援
	コーディネーターは誰で事務所に常駐？電話でサービス調整を担当？	
送迎車両	—	ボランティアのマイカー
実施曜日や時間帯)	随時	同左
開始時期	初回：2017(平成29)年6月	同左
利用者負担	チケット制。1時間800円～。	ちよい困サービスと同様。車に乗っている時間は除いて計算する
利用者数等	会全体の利用登録者：●人、そのうち総合事業の対象者：●人	
保険	活動保険	ちよい困サービスと同様。送迎中の事故はマイカーボランティアの加入している自動車保険

【サロンへの送迎】川崎市 麻生区 <登録不要>

● 社会福祉法人による公益活動の一環

社福)一廣会「かないばら苑」と「あさお運転ボランティアCAP」がコラボ
高齢者の自主サロンの送迎

- かないばら苑が車両を提供（デイの空時間） & 運転ボラの担当調整（地域貢献の一環） 保険は運転ボラまで拡大
- 「あさお運転ボランティアCAP」メンバー10人が 毎回2人体制で 自宅からサロン会場へ乗合で送迎 <無料> 帰りの途中下車も ときどきあり
- サロンは「片平おしゃべり会」10～14人/回 「ももとせの会」4～5人/回 「サロン・ド・それいゆ」1～2人/回
- 運転ボランティアは、かないばら苑の安全運転テストに合格した人
- 2010(平成22)年12月から開始。お楽しみ外出へ発展中
- 利用者の方々の感謝の寄付で、運転ボランティアのベストと帽子を15着



【買物支援】山形市内の取り組み状況と利用状況

● 社会福祉法人による公益活動の一環（平成28年度）

取組施設名	特別養護老人ホーム蔵王やすらぎの里	特別養護老人ホーム愛日荘	特別養護老人ホーム菅沢荘	特別養護老人ホームみこころの園	特別養護老人ホームながまち荘
支援地域	蔵王上野地区	東沢地区（滑川住宅町内会）	本沢地区（全域）	榎沢地区（西原自治会）	千歳地区（全域）
頻度（開催日時）	月2回 （第1・第3水曜日 12:50～14:40頃）	月4回 （毎週木曜日 10:00～14:00頃）	月1回 （第2水曜日 13:00～15:00頃）	月1回 （金曜日 13:30～15:30）	月2回 （第2・第4木曜日 10:00～12:00頃）
参加人数（1回あたり登録人数）	9人	6名	6名	初回 4人 二回目 7人 （最大13名可）	7名 （最大10名可）
行き先	スーパー （2ヶ所）	スーパーイオン 市内中心部 （七日町）	スーパー	スーパー （町内会と施設 でその都度相談）	スーパー （今後複数店舗 検討）

大椎台団地の買物支援サービスと「助け合いの会」送迎の概要

サービスの種類	大椎台団地の買物支援サービス	大椎台団地の助け合いの会
	大椎台自治会の地域福祉委員会による	大椎台自治の会有志による
道路運送法	許可・登録を要しない運送	許可・登録を要しない運送
サービス提供者	社会福祉法人(車両および運転者)、住民ボランティア(買い物付き添い)	助け合いの会の登録ボランティア
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーマーケット「せんだう」への買物送迎。 ・70歳以上で買い物に不便を感じている人、70歳未満で疾病等の特別な理由で買い物に不便を感じている人が対象(要介護認定者除く)。 ・デイサービス等で使用しているワゴン車(定員6人)で千寿苑運転者が利用者の自宅へ迎えに行き、「せんだう」に送迎。専用駐車場で下車。30分の買い物後、自治会協力員の付添で乗車し自宅まで送迎。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通院等の送迎。 ・庭木の剪定、草取り ・家具の移動など ・依頼が有り、「やってあげるよ」と手を挙げてくれる人が有れば、基本的に何でも実施する姿勢でいる。
従事者数	運転者1人、協力員5人が週替わりで対応	11人
送迎車両	1台(社会福祉法人所有)	運転者の持ち込み車両
開始時期	平成29年	平成10年
実施日時	毎週木曜日の13:30～15:30(週1回)	協力者がOKならいつでも可。申込みは月～金 9:30～15:30
利用者負担	無料	30分300円
利用者数等	H29年1月～3月の計10日間で計46人(一日当たりの利用者は3～6人)	H29年度は226件
保険	車両の自動車保険、ボランティア行事用保険	車両の自動車保険、社協のボランティア保険

事故への対応

【自動車保険】

保険会社に要確認！

＜対人賠償＞ (家族以外の) **第三者に傷害を与えた場合**、傷害の程度に応じて保険金が支払われる。**同乗している利用者 = 第三者**

＜人身傷害＞ 責任割合にかかわらず、**運転者と同乗者の傷害に応じて実際の損害額が支払われる** (cf. 搭乗者傷害)

【自動車保険以外】

➡マイカーボランティアには「送迎サービス補償」

Aプラン (利用者用) とBプラン (乗車中の人)

(搭乗者保険 = お見舞金と考えて)

➡実際は、乗車中の事故より降車後の事故のほうが多い

ボランティア活動保険 (無償の場合)

福祉サービス総合補償 (有償の場合)



移動・外出支援に「楽しくかかわる」ために

事故が起きないようにしよう！

- リスクマネジメント

- ➡ 安全運転者講習は必ずやろう

(みんな運転にクセがある。クセが事故につながることも)

- ➡ サービスを調整する人も大事

- ➡ みんなで考え組織的に対応する

- もともと送迎ボランティアの事故は
多くない



全事故件数(死亡、負傷)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
乗合バス	3,213	2,974	2,825
貸切バス	467	440	413
ハイタク	26,704	26,219	24,030
トラック	30,311	27,349	24,217
自家用有償	63	59	32

走行距離数 (千キロ)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
乗合バス	3,013,347	3,031,001	3,046,438
貸切バス	1,708,699	1,699,166	1,697,060
ハイタク	15,199,604	14,854,303	14,264,090
トラック	73,103,375	74,271,278	72,147,924
自家用有償	68,907	67,149	71,742

国交省資料